

# 液化石油ガスの供給仕様書

滋賀県立彦根翔西館高等学校

## 1 見積事項

液化石油ガス法、同法第14条書面に基づく液化石油ガス(以下、「LPガス」とする。)の供給および保安業務の単価の見積

① 日本工業規格に定める「い号プロパンガス」1m<sup>3</sup>あたりのLPガス単価

※LPガス保管庫の「ボンベ」と「LPガスバルク供給装置」への納入とに分けて単価を見積もってください。

② ガス供給設備の維持管理および点検等(以下、「保安管理」とする。)の月額(以下、「基本料金」とする。)

## 2 納入場所

① 校内LPガス保管庫 (50kg ボンベ10本収納)

② セミナーハウスLPガス保管庫 (50kg ボンベ12本収納)

③ 普通特別教室棟(第3棟) LPガスバルク供給装置(以下、「バルク」とする。)  
(980kg/h バルク 1基 (約490m<sup>3</sup>))

## 3 購入見込み数量

校内およびセミナーハウスLPガス保管庫	約	1,020m <sup>3</sup> /年 (契約期間 2,040m <sup>3</sup> )
普通特別教室棟(第3棟) バルク	約	1,200m <sup>3</sup> /年 (契約期間 2,400m <sup>3</sup> )

※ 直近3年間の実績を参考にした数量であり、発注を担保するものではないことをご了承ください。

平成元年度	春期	273m <sup>3</sup>	(内 バルク	—	m <sup>3</sup> )	
	冬期	1,819m <sup>3</sup>	(内 バルク	1,132m <sup>3</sup> )		計 2,092m <sup>3</sup>
令和2年度	春期	186m <sup>3</sup>	(内 バルク	—	m <sup>3</sup> )	
	冬期	2,108m <sup>3</sup>	(内 バルク	1,288m <sup>3</sup> )		計 2,294m <sup>3</sup>
令和3年度	春期	314m <sup>3</sup>	(内 バルク	181m <sup>3</sup> )		
	冬期	2,057m <sup>3</sup>	(内 バルク	1,269m <sup>3</sup> )		計 2,371m <sup>3</sup>
令和4年度	春期	151m <sup>3</sup>	(内 バルク	—	m <sup>3</sup> )	
	冬期	1,913m <sup>3</sup>	(内 バルク	1,064m <sup>3</sup> )		計 2,064m <sup>3</sup>
令和5年度	春期	263m <sup>3</sup>	(内 バルク	—	m <sup>3</sup> )	
	冬期	1,948m <sup>3</sup>	(内 バルク	1,184m <sup>3</sup> )		計 2,211m <sup>3</sup>

※ 普通特別教室棟(第3棟) バルク には、「災害時対応ユニット装置」が接続されており、独立して親メーター機器がある。地震や水害等の災害時に供給するものであり、設置以来、現在のところ供給実績は無い。

#### 4 契約期間

令和6年 12月 1日 ~ 令和8年 11月 30日

※ この契約は、「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)」および「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成18年滋賀県規則第77号) 第2条の2第 7 項」に基づく長期継続契約に係る契約です。契約期間は2年間としますが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合があります。その場合は契約を変更または解除することになります。この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができます。

※ 社会状況の激変によるエネルギー単価の上昇等に対して、契約途中であっても、条件を付与しますがガス供給単価の変更は可能とします。

#### 5 納入方法

ボンベの納入時期は随時とするが、

- ・ 校内LPガス保管庫(50kgボンベ10本収納)  
常時5本の充填されたボンベを確保すること。
- ・ セミナーハウスLPガス保管庫(50kgボンベ12本収納)  
常時6本の充填されたボンベを確保すること。
- ・ 普通特別教室棟(第3棟)  
設置されているバルクにガスを充填すること。

#### 6 ガスメーター機器(ガス消費量計量器、親メーター)の検針

- (1) 使用量はガスメーター機器で月に1回確認し報告のうえ、その使用量に契約単価を乗じて算定した従量料金に基本料金を加えた金額に基づき請求・支払を行うものとする。ただし、バルクについては充填時の充填量により従量料金の算定を行うものとする。
- (2) 使用量は、気候により変動する場合があります
- (3) 基本料金は、使用料が無い場合でも支払いの義務がある。

#### 7 ガス供給設備の保安管理業務

- (1) 別記のとおり、責任分界点を定め、管理範囲を定める。責任分界点よりも上流のガスの供給源方向にある設備を「ガス供給設備」とし、これより下流の学校施設方向にある設備を「ガス消費設備」

とする。

- (2) 別記のとおり、責任分界点とは別に資産区分点を定め、学校および供給事業者、各々の資産の範囲を定める。
- (3) 「ガス供給設備」の保安管理業務は、ガス供給事業者にて委託することとする。
- (4) 供給事業者は、ガス供給設備について保安管理を厳密に行うこととし、液化石油ガス法に基づき定期的に点検を実施すること。点検結果は書面にて報告すること。ガス供給設備の有効期限切れや劣化等が見られた場合、別途、速やかに学校に報告を行うこと。報告様式は任意とする。
- (5) 定期点検の他、災害等の緊急時にはガス漏れ等の発生防止や拡大防止のために出勤し、必要な措置を講ずること。
- (6) ガス供給設備で、不具合や定期交換部品等の交換の必要性が判明した場合は、その原因が各所有者の責に起因する場合を除き、別記に定めた資産区分に従って、各所有者の費用で交換または修繕を行うこととする。
- (7) 前項において、供給事業者または供給事業者からの委託を受けた第三者が、学校が所有する設備の交換や修繕を実施する場合、それに要する費用は、本契約に含まない。
- (8) 保安面を最重視してガスを供給するものとし、ボンベの交換作業等においては、たえず安全に心がけること。ガスボンベ、その他付随する器具を取り替えた場合は、気密試験を行うこと。
- (9) 計量法に規定のある有効期限を有するガスメーター機器(親メーター)は供給事業者が提供することとする。その交換の時期は、下記のとおりとする。
  - a. 当期に契約した供給事業者(以下、「当期供給事業者」とする。)とは異なる前契約時の供給事業者等(以下、「前期供給事業者等」とする。)が設置したもの
    - ・ ガス供給設備の交換の時期は、当期契約の開始日以前とする。
  - b. 前契約に引き続き当期供給事業者が設置したもので、当期の契約期間内にも有効期限内のもの
    - ・ 交換を要しない。
  - c. 前契約に引き続き当期供給事業者が設置したもので、当期の契約期間中に有効期限が到来するもの
    - ・ 双方協議の上、交換時期を定める。
- (10) 契約終了後の前期供給事業者等が所有する機器の撤去、処分費用は、前期供給事業者等が負担するものとする。

## 8 看板等について

契約する供給事業者が交替する場合は、供給開始に伴う諸手続、安全点検、看板等は供給事業者の負担とする。

## 9 ガス供給業務の円滑な引継について

契約する供給事業者が交替する場合は、ガスが継続的で、安全に供給できるように、契約開始日前日までに、新旧双方の供給事業者と学校職員の三者が立ち会い、ガス供給設備の確認を行い、

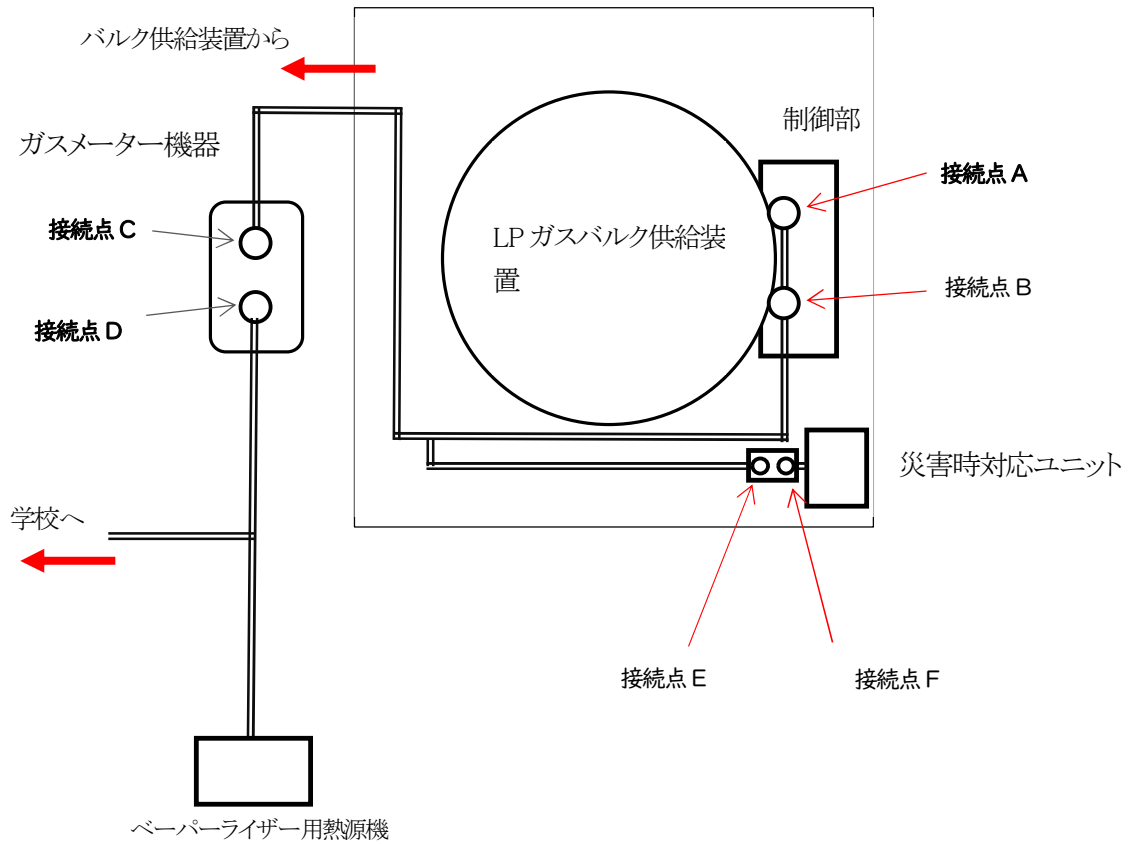
双方の供給事業者が協力し、円滑かつ安全にガス供給設備の切替えを行うこと。いかなる事があってもガスの供給に支障がないようにすること。ただし、有効期限満了まで余剰日数を有する既設の供給事業者所有のガス供給設備について、新旧供給事業者間の売買、譲渡等の所有権移転に関する商取引行為については、本校は一切の関与をしないし、一切の責を負わない。また、万一、トラブルがあった場合は供給事業者間で解決すること。

#### 10 損害賠償

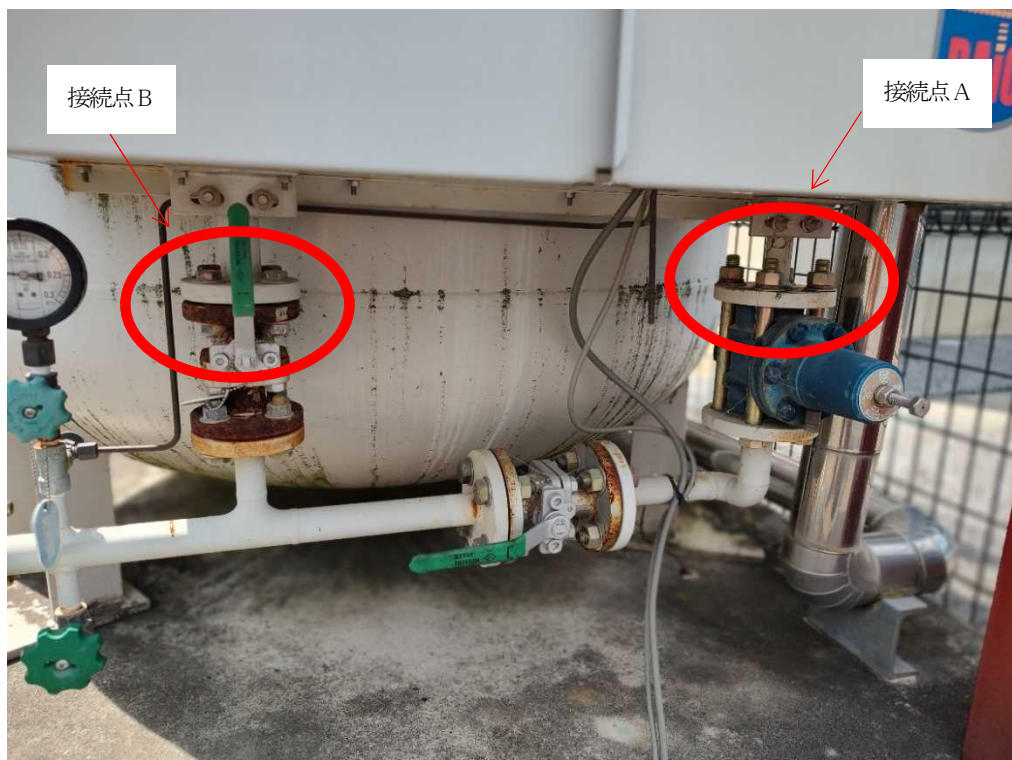
ガスを供給するため、供給事業者の故意または過失により建物、構築物等に損害を与えた場合、または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

【別記】

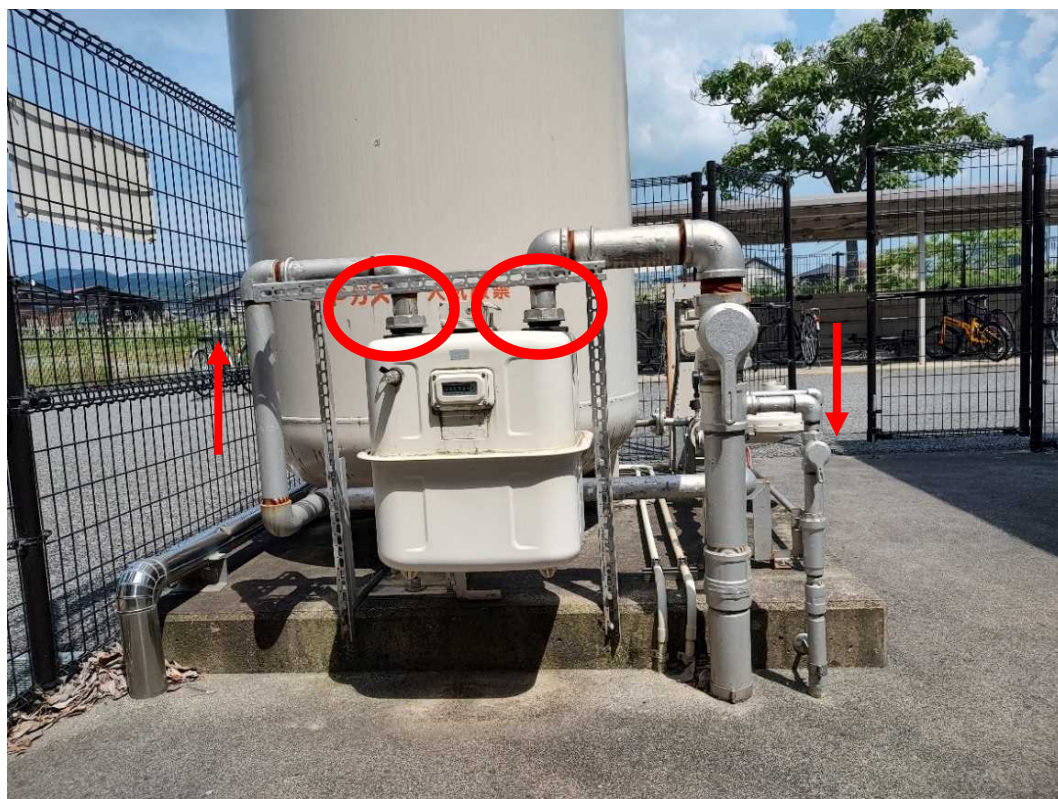
1. LP ガスバルク供給装置等の責任分界点と資産区分



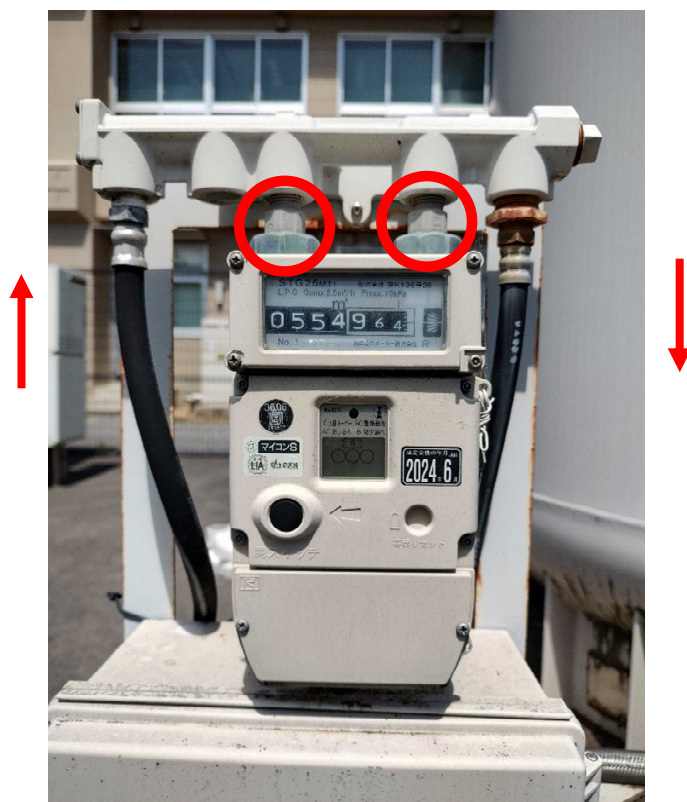
- ・ 「接続点 A」および「接続点 B」の位置 (LP ガスバルク供給装置 出力側口金 2 箇所)



- ・「接続点 C」および「接続点 D」の位置（ガスメーター機器の入力側および出力側口金）



- ・「接続点 E」および「接続点 F」の位置（災害時対応ユニット用ガスメーター機器の入力側および出力側口金）



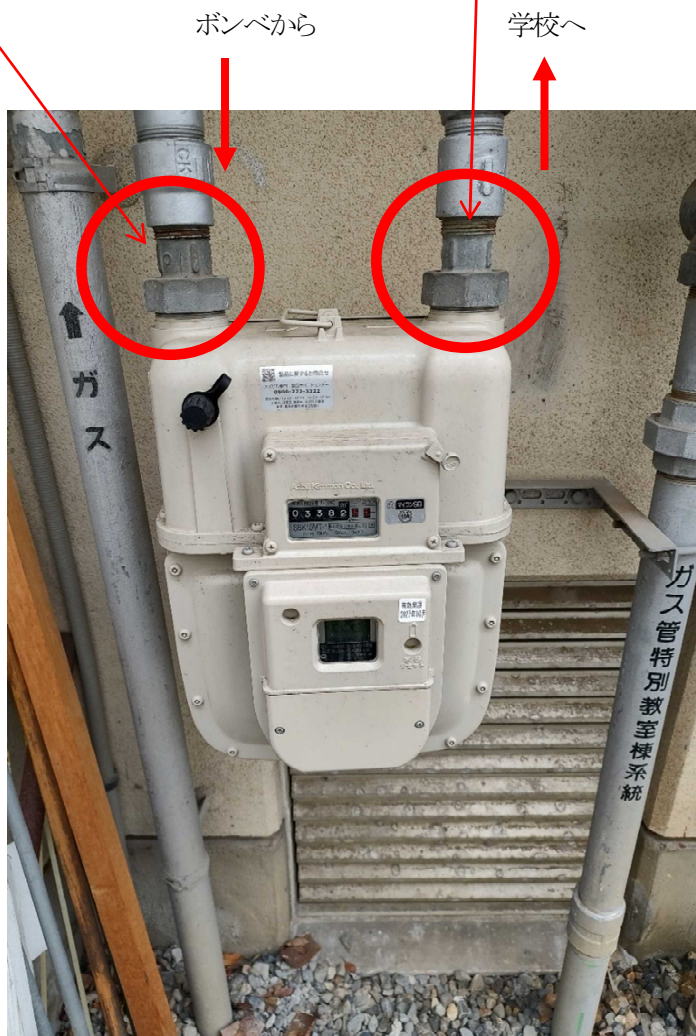
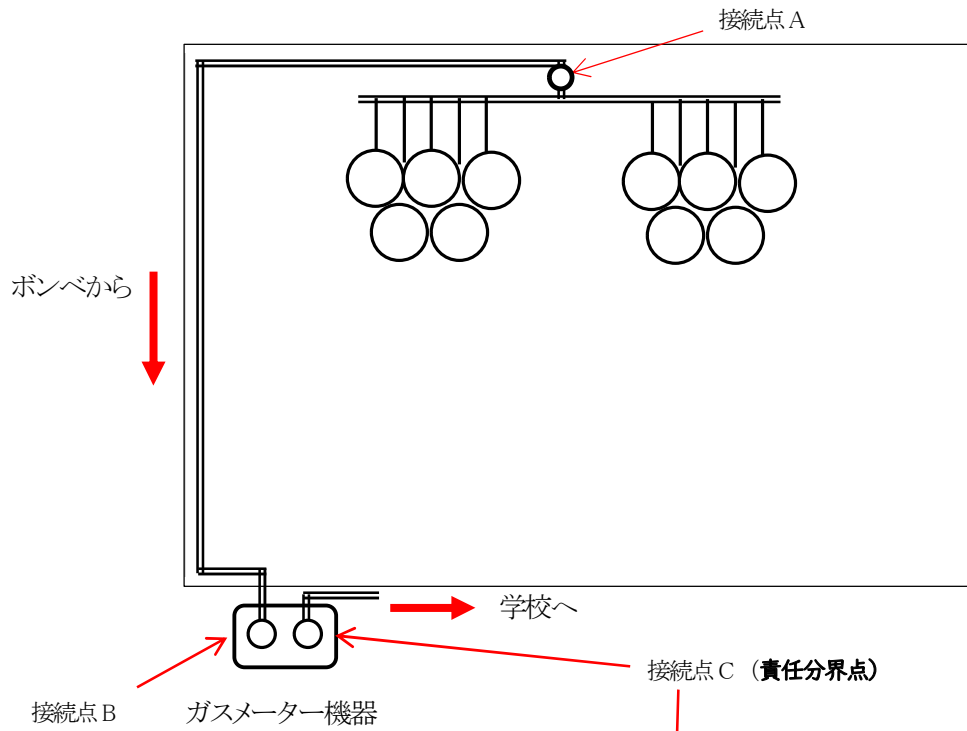
- ・ ベーパーライザー用熱源機



- ・ 本装置の責任分界点は、「**接続点 D**」と「**接続点 F**」の接続点とする。「**接続点 D**」から「**接続点 F**」まで間の上流に位置する LP ガスバルク供給装置を含む範囲を「**ガス供給設備**」とし、これ以外の下流に位置する学校施設側のガス配管路および災害時対応ユニットについては「**ガス消費設備**」とする。
- ・ 「**接続点 C**」と「**接続点 D**」の両接続点および「**接続点 E**」と「**接続点 F**」の両接続点を資産区分とし、この2点間にあるガスメーター機器は、供給事業者の所有物とし、これ以外を学校の所有物とする。
- ・ 責任分界点「**接続点 D**」と「**接続点 F**」によって区分される「**ガス供給設備**」の保安管理は、供給事業者が、所有者である学校の委託を受けて実施するものとする。
- ・ 「**ガス消費設備**」の保安管理は、学校が自ら行うこととする。
- ・ ベーパーライザー用熱源機(温水式暖房専用熱源機)は、「**ガス消費設備**」の区域に設置しているが、「**ガス供給設備**」であり、これの保安管理は、供給事業者が、所有者である学校の委託を受けて実施するものとする。

## 2. 校内 LP ガス保管庫の責任分界点と資産区分

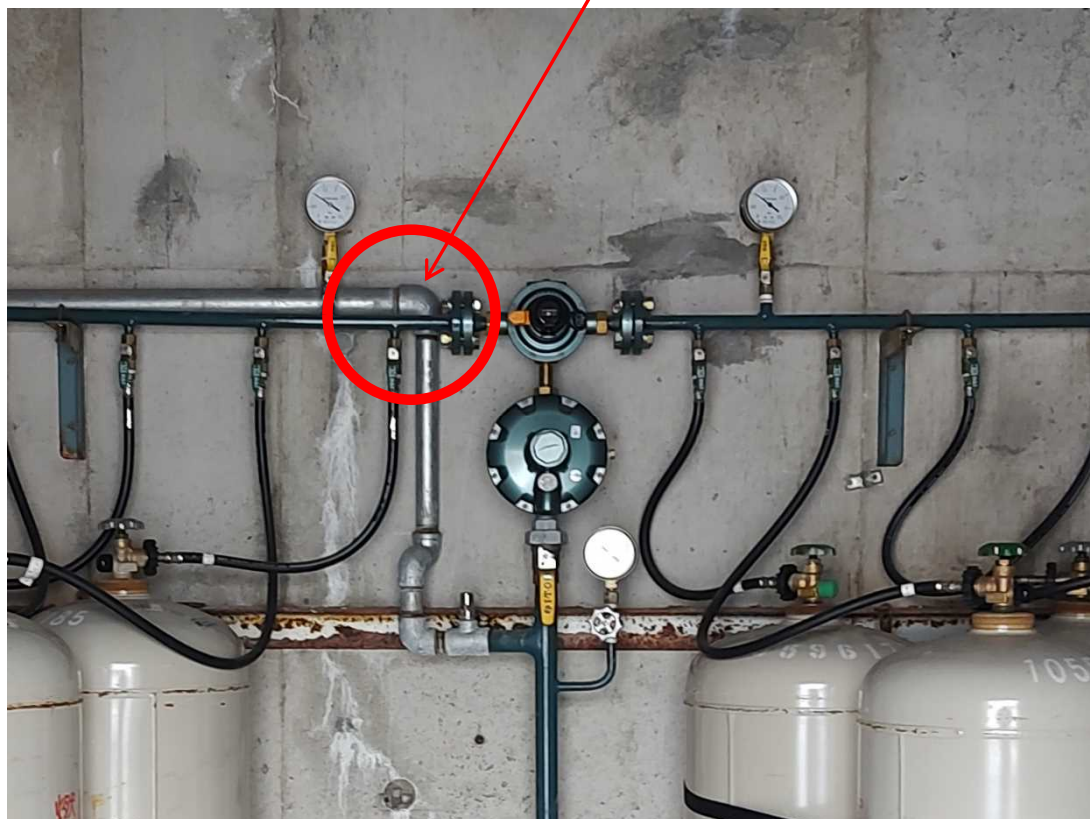
- ・ 接続点 B および C の位置 (ガスメーター機器の入力側および出力側口金)



- ・ 接続点 A の位置 (ガス供給管路(主管路)と管接手エルボ)



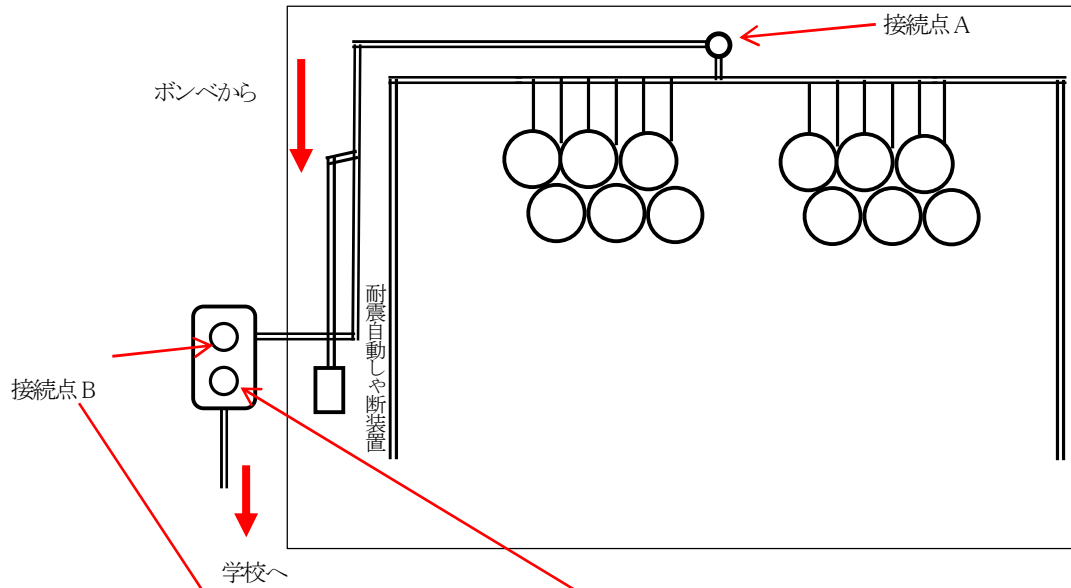
接続点 A



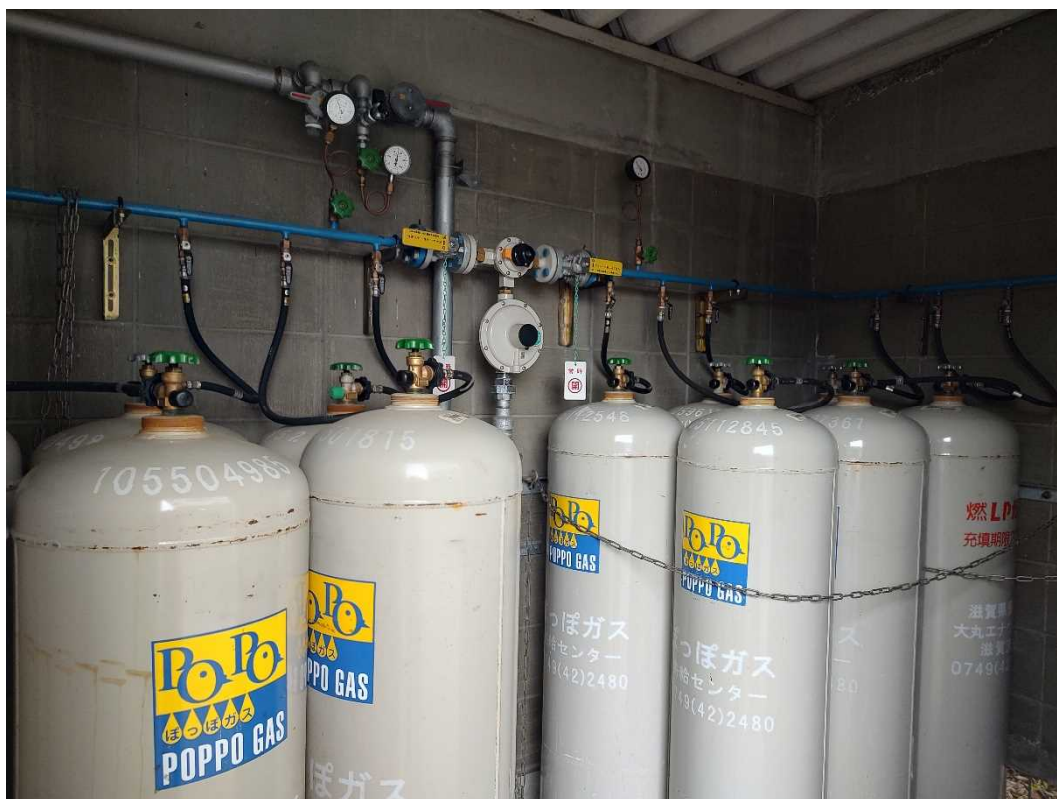
- ・ 本設備の責任分界点は、「**接続点 C**」の接続点とする。「**接続点 C**」から上流のガスボンベまでの範囲「ガス供給設備」とし、「**接続点 C**」から下流の学校施設側については「ガス消費設備」とする。
- ・ 「ガス供給設備」の内、「**接続点 A**」と「**接続点 B**」、「**接続点 C**」の3接続点を資産区分点とし、「**接続点 B**」と「**接続点 C**」の2点間にあるガスメーター機器、および、「**接続点 A**」から上流のガスボンベまでの設備を供給事業者の所有物とし、これ以外のガス供給管路(主管路)と付帯装置を学校の所有物とする。
- ・ 「ガス消費設備」は、学校の所有物とする。
- ・ 責任分界点「**接続点 C**」によって区分される「ガス供給設備」の保安管理は、供給事業者が学校の委託を受けて実施するものとする。
- ・ 責任分界点「**接続点 C**」によって区分される「ガス消費設備」の保安管理は、学校が自ら行うこととする。

### 3. セミナーハウス LP ガス保管庫の責任分界点と資産区分

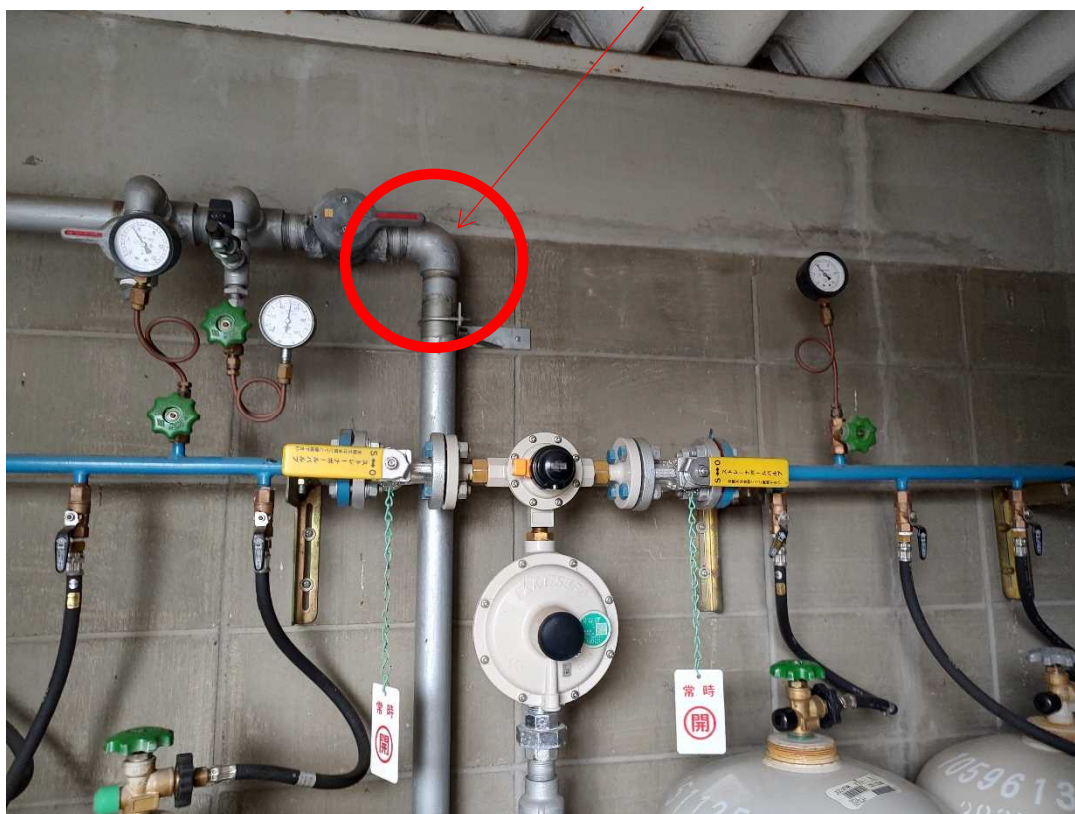
- ・ 接続点 B および C の位置 (ガスメーター機器の入力側および出力側口金)



- ・ 接続点 A の位置 (ガス供給管路(主管路)と管接手エルボ)



接続点 A



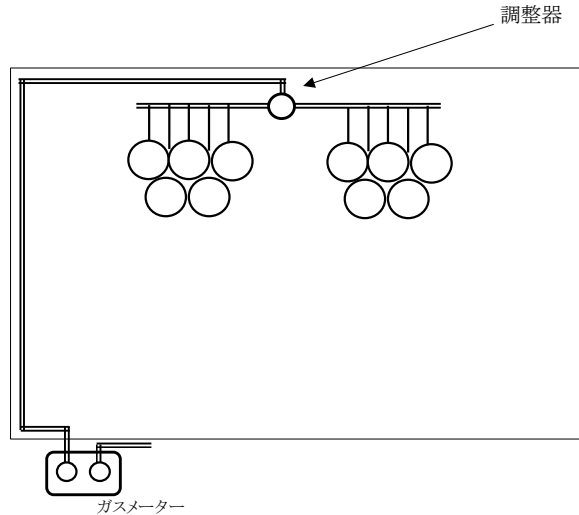
- ・ 本設備の責任分界点は、「**接続点 C**」の接続点とする。「**接続点 C**」から上流のガスボンベまでの範囲「ガス供給設備」とし、「**接続点 C**」から下流の学校施設側については「ガス消費設備」とする。
- ・ 「ガス供給設備」の内、「**接続点 A**」と「**接続点 B**」、「**接続点 C**」の3接続点を資産区分点とし、「**接続点 B**」と「**接続点 C**」の2点間にあるガスメーター機器、および、「**接続点 A**」から上流のガスボンベまでの設備を供給事業者の所有物とし、これ以外のガス供給管路(主管路)と付帯装置を学校の所有物とする。
- ・ 「ガス消費設備」は、学校の所有物とする。
- ・ 責任分界点「**接続点 C**」によって区分される「ガス供給設備」の保安管理は、供給事業者が、学校の委託を受けて実施するものとする。
- ・ 責任分界点「**接続点 C**」によって区分される「ガス消費設備」の保安管理は、学校が自ら行うこととする。

#### 4. 注意点

本来、「責任分界点」と「資産区分」は同一にすべきところであるが、供給事業者の資産であるガスメーターを、便宜上、ガス消費設備内に設置する必要があったことから、「責任分界点」と「資産区分」は乖離が発生している。

【別記】 保安業務の範囲と定期点検実施年度（校内LPガス保管庫）

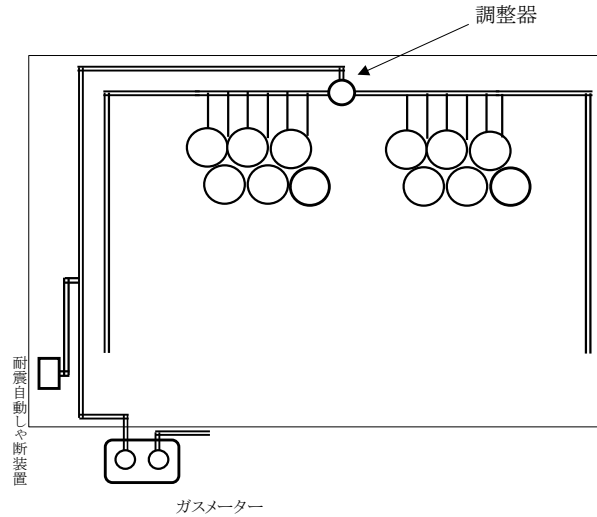
【概要図】



項番	管理単位	資産区分	点検報告書の提出	点検項目	契約年度											
					令和7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
1	ガスメーター	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												
2	供給管路 バルブ (調整器からガスメーターまで)	学校	必須	充填時または6月毎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				4年	○				○				○			
				10年	○											○
				5年	○							○				
3	調整器 集合装置 配管 バルブ	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												
4	ガスボンベ	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												

【別記】 保安業務の範囲と定期点検実施年度（セミナーハウスLPガス保管庫）

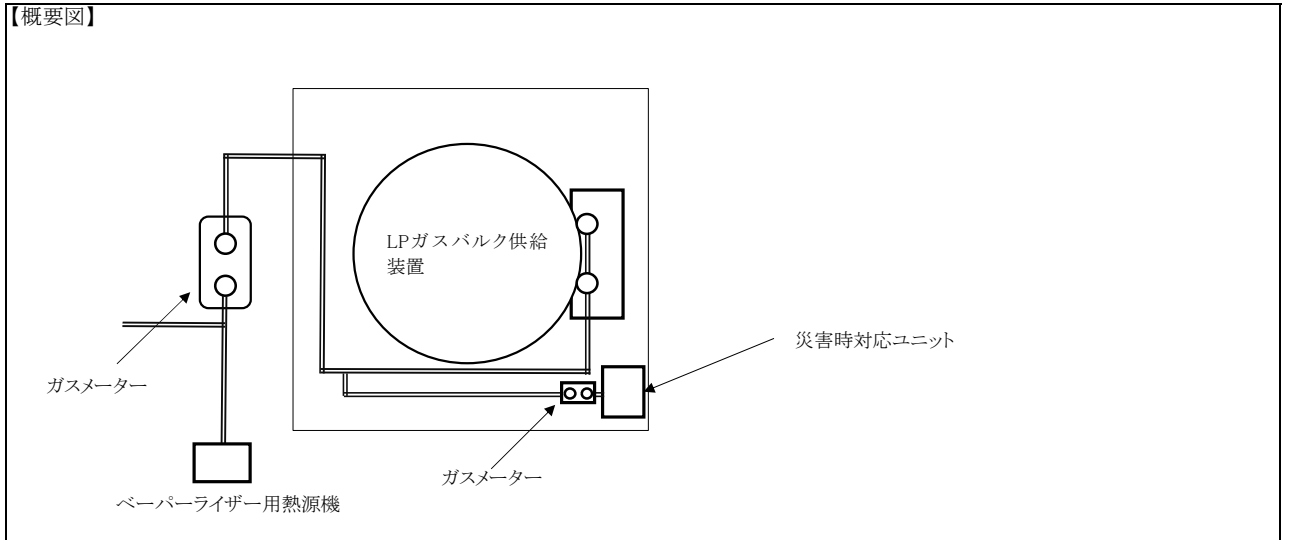
【概要図】



項番	管理単位	資産区分	点検報告書の提出	点検項目	契約年度											
					令和7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
1	ガスメーター	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												
2	供給管路 バルブ (調整器からガスメーターまで)	学校	必須	充填時または6月毎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				4年	○				○				○			
				10年	○											○
				5年	○							○				○
3	耐震自動しや断装置	学校	必須	充填時または6月毎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				4年	○				○				○			
				10年	○										○	
				5年	○							○				○
4	調整器 集合装置 配管 バルブ	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												
5	ガスボンベ	供給事業者	任意	充填時または6月毎	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。											
				1年												
				4年												
				10年												
				5年												

以下により廃止予定  
 ・不稼働  
 ・法定耐用年数超過

【別記】 保安業務の範囲と定期点検実施年度（LPガスバルク供給装置）



項番	管理単位	資産区分	点検報告書の提出	点検項目	契約年度												
					令和7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年		
1	ガスメーター	供給事業者	任意	充填時または6月毎 1年 4年 10年 5年	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。												
2	供給管路 バルブ	学校	必須	充填時または6月毎 1年 4年 10年 5年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	LPガスバルク供給装置 ・令和17年使用期限 (2015年製) ・令和17年度までに告示検査を受検するか新規交換する。	学校	必須	充填時または6月毎 1年 2年 4年 10年 5年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	災害時対応ユニット ガス栓	学校	任意	月次 1年 4年 10年 5年	「ガス消費設備」のため、本委託業務の対象外とする(ガス機器の4年に1回のガス消費設備点検を実施)。												
5	ガスメーター(災害時対応ユニット用)	供給事業者	任意	充填時または6月毎 1年 4年 10年 5年	液化石油ガス法に基づき、供給事業者の責務としてガス供給機器の点検が実施されるため、本委託業務の対象外とする。												

6	ペーパーライザー用熱源機	学校	任意	充填時または 6月毎	更 新 期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				1年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				4年					○				○		

※ ペーパーライザー用熱源機は、ガスの気化のための装置であり、「ガス消費設備」の範囲に設置しているが、「ガス供給設備」である。